

さいたま市 選挙管理委員会 告示番号	さいたま市選挙管理委員会告示名	公布年月日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第4号	さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示	令和7年1月20日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第8号	さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	令和7年3月21日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第9号	さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	令和7年3月21日

さいたま市選挙管理委員会告示第4号

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年1月20日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

さいたま市公職選挙執行規程(平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(受任者を通じて行う旅券等の提示) 第15条の2 在外選挙執行規則(平成11年自治省令第2号)第7条の3第3項に規定する市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類は、アに掲げる書類のいずれか一のもの及びイに掲げるいずれか一のものとする。ただし、イに掲げる書類の提示が困難な場合にあつては、アに掲げる書類のいずれか二のものとする。 ア <u>日本国の政府</u>又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該受任者の写真を貼り付けてないもの(健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関(外国の公共的機関を除く。))が交付した<u>資格確認書</u>、<u>年金証書</u>等を含む。)イ <u>日本国の政府</u>又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該受任者の写真を貼り付けてあるもの</p>	<p>(受任者を通じて行う旅券等の提示) 第15条の2 在外選挙執行規則(平成11年自治省令第2号)第7条の3第3項に規定する市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類は、アに掲げる書類のいずれか一のもの及びイに掲げるいずれか一のものとする。ただし、イに掲げる書類の提示が困難な場合にあつては、アに掲げる書類のいずれか二のものとする。 ア <u>日本国</u>又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該受任者の写真を貼り付けてないもの(健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関(外国の公共的機関を除く。))が交付した<u>被保険者証</u>、<u>組合員証</u>、<u>年金証書</u>等を含む。)イ <u>日本国</u>又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該受任者の写真を貼り付けてあるもの</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第8号

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(告示等の方法) 第27条 委員会及び委員長の行う告示その他公表を要するものは、さいたま市公告式条例(平成13年さいたま市条例第3号) <u>第2条第2項の例</u> によるものとする。	(告示等の方法) 第27条 委員会及び委員長の行う告示その他公表を要するものは、さいたま市公告式条例(平成13年さいたま市条例第3号) <u>第2条第2項に規定する掲示場に掲示するものとする。</u>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第9号

さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市区選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(告示等の方法) 第30条 委員会及び委員長の行う告示その他公表を要するものは、 <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の規定による市のホームページに設置した掲示場への掲示により行うものとする。ただし、自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）に係る障害その他特別の事由があるときは、区役所掲示場（浦和区選挙管理委員会は市役所掲示場）に掲示することにより行うことができるものとする。</u>	(告示等の方法) 第30条 委員会及び委員長の行う告示その他公表を要するものは、 <u>区役所掲示場に掲示するものとする。</u>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。